

## XIV 【難病の医療費の助成を受けたい】

### 1 難病の医療費助成制度

原因不明で治療法が確立していない、いわゆる「難病」のうち厚生労働省がしていた疾病（指定難病）について、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分）を公費により負担する制度です。

ただし、疾患ごとに厚生労働省が定めた認定基準があり、適用は申請に基づき審査で承認された場合に限りです。

#### (1) 対象疾患

P. 90 参照

#### (2) 本人負担額

階層区分	階層区分の基準 ( ) 内の数字は夫婦2人世帯の 場合の年収の目安		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額（外来＋入院＋介護）		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護 A	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ BⅠ	市民税非課税（世帯）	本人年収 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ BⅡ		本人年収 80万以上	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ CⅠ	市民税課税 課税以上7.1万円未満		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ CⅡ	市民税7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	
上位所得 D	市民税25.1万円以上		30,000円	20,000円	

#### 【特例】

##### ・高額かつ長期（高額難病治療継続者）

所得の階層区分がCⅠ以上の方（市町村民課税の方）が、支給認定をうけた指定難病にかかる月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合は、申請された翌月より月額医療費の自己負担上限額を減額することができます。

##### ・軽症高額該当

特定医療費の支給認定の要件であり、重症度分類を満たさないものの、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3か月以上ある方については、支給認定の対象となります。

#### (3) お問い合わせ先

長浜保健所 TEL：0749-65-6610

## 2 重度障害者(児)医療費の助成（福祉医療費助成制度）

重度障害者・児の健康を確保するため、病院等で要した医療費（健康保険適用）の自己負担分の一部または全額を助成します。入院中の食事にかかる負担分や部屋代等は除きます。

支給制限や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

対象者	内容
身体障害者（児）	① 身体障害 1～2 級の人 ② 身体障害 3 級で 20 歳未満の人
知的障害者（児）	療育手帳 A 1、A 2・B 1（最重度・重度・中度）の人
心身障害者（児）	身体障害 4 級と療育手帳 B 2（軽度）の重複障害で 20 歳未満の人
重度心身障害老人	後期高齢者医療制度の対象で、身体障害 1～2 級の人または療育手帳 A 1・A 2・A 3の人

### 【窓口】

長浜市保険医療課 TEL：0749-65-6527

米原市保険課 TEL：0749-52-6922

## 3 高額療養費の給付

医療機関の窓口で支払われた 1 か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、高額療養費が支給されます。（所得によって自己負担限度額は変わります。）

ただし、保険が適用されない療養費の差額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりせん。詳しくは、加入されている健康保険組合等へお問い合わせください。